

太子町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための 固定資産税の特別措置に関する条例

平成18年6月30日

太子町条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、太子町税条例（昭和32年太子町条例第11号。以下「町税条例」という。）の固定資産税の特例その他必要な事項を定めることにより、町内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を図り、もって町民生活の安定及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「特例法人」とは、町内に事務所又は事業所（製造業、情報通信業、運輸業、卸売業その他町規則で定める事業の用に供するものに限る。以下「事務所等」という。）の新設又は増設（合併、分割その他町規則で定める事由によるものでないものであって、次の各号のいずれかに該当するものに限る。）をした法人をいう。

(1) 町規則で定めるところにより算定した当該法人の従業者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）に限る。以下同じ。）の数を5人以上増加させるもの

(2) 地方公共団体その他公共的団体が造成した工業団地内におけるものその他の町規則で定めるもの

2 この条例において「特例資産」とは、特例法人が当該事務所等の新設又は増設（以下「新增設」という。）により取得し、及び所有する固定資産（当該特例法人と実質的に同一と認められる法人であって町規則で定めるものが取得し、及び所有する固定資産を含む。）のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 法第341条第2号に規定する土地のうち、次号の家屋の敷地である部分（当該土地の取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする同号の家屋の建設の着手があったものに限る。）

(2) 法第341条第3号に規定する家屋のうち、特例法人が自己の事業の用に供する部分（町内における事務所等の移転による事務所等の新增設により取得した家屋にあつ

ては、当該部分の延べ面積のうち当該移転前の事務所等に係る家屋のうち当該特例法人が自己の事業の用に供していた部分の延べ面積を超える部分に限る。）

(3) 法第341条第4号に規定する償却資産

(適用除外)

第3条 次に掲げる法人については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 町税の滞納がある法人

(2) 前号に掲げるもののほか、町長がこの条例の適用を受けることが適当でないと認める法人

(課税免除)

第4条 特例資産に対しては、町税条例の規定にかかわらず、事務所等の新增設をした日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合には当該日の属する年）の4月1日の属する年度（以下「第1年度」という。）から5年度分の固定資産税に限り、固定資産税を課さない。ただし、当該特例法人が第2条第1項第2号に該当する事務所等の新增設をしたものである場合を除き、当該特例資産について第1年度の翌年度以降の各年度分の固定資産税については、当該特例法人が当該各年度の初日の属する年の1月1日において町内に有する事務所等の従業者の数から当該特例法人が当該事務所等の新增設をした日の前日において町内に有していた事務所等の従業者の数を控除して得た数が5人未満であるときは、この限りでない。

(申告)

第5条 前条の規定の適用を受けようとする法人は、町規則で定めるところにより、次に掲げる事項（特例法人が第2条第1項第2号に該当する事務所等の新增設をしたものである場合は、第1号に掲げる事項）を毎年1月31日までに町長に申告しなければならない。

(1) その年の1月1日現在における特例資産に関する事項

(2) 特例法人が町内に有する事務所等の従業者の数に関する事項

(他の条例等との関係)

第6条 大子町固定資産税の課税免除に関する条例（昭和46年大子町条例第22号。以下「免除条例」という。）の規定に該当する特例資産に対するこの条例の適用については、免除条例の規定により課税免除する額を超える額とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(この条例の適用除外)

2 大子町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例(平成15年大子町条例第14号)附則第3条及び第4条の規定に基づく特例資産については、この条例の規定は適用しない。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

4 この条例の失効の日(以下「失効日」という。)以前に新增設をした事務所等に係る特例資産を同日以前に取得した当該法人に対するこの条例の規定は、当該特例資産に関する限りにおいて、失効日後も、なおその効力を有する。

5 この条例の失効日以前に法人又は当該法人と実質的に同一と認められる法人であって第2条第2項の町規則で定めるものが町内の土地について所有権、地上権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を取得した場合で、当該法人が当該権利を取得した日から3年を経過する日までに当該土地において事務所等の新增設をするときは、当該事務所等の新增設に関する限りにおいて、この条例の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成19年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大子町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に新增設をする事務所等に係る特例資産について適用し、同日前に新增設をした事務所等に係る特例資産については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 1 年条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は，平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大子町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例第 2 条第 1 項の規定は，この条例の施行の日以後に事務所等の新增設をした法人について適用し，同日前に事務所等の新增設をした法人については，なお従前の例による。

附 則（平成 2 4 年条例第 5 号）

この条例は，平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。